

平成 26 年版  
パーフェクト宅建分野別過去問題集  
【法改正・正誤のお知らせ】

(3624)

平成 26 年 8 月 29 日  
株式会社住宅新報社  
出版・企画グループ  
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 26 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 26 年 10 月 19 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P121 解説①上 7～8 行目	2. 次に、子は全員が嫡出子である（Fも婚姻関係にある両親から生まれており、嫡出子）から、それぞれ均等に相続する（同法 900 条 4 号）。	2. 次に、子が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする（同法 900 条 4 号）。
P265 解説①下 1 行目	（同法 3 条の 3 第 1 項）。	（同法 3 条の 3）。
P292 「着眼点」②下 1 行目	3 万円未満の領収書	5 万円未満の受取書（領収書）
P293 解説①上 1 行目	3 万円以上で営業に	5 万円以上で営業に

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P191 解説③下 3 行目	一定のものについては、都市計画区域については、	一定の都市計画区域については、
P203 解説②の最後に追加	つまり、許可は受けなければならない。	